

【事業主の方へ】トライアル雇用のご案内

平成24年4月現在

厚生労働省では、企業と労働者相互の理解を深め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを支援するため、公共職業安定所長がトライアル雇用を実施することが適当であると認める者を対象に、トライアル雇用事業を行っております。

トライアル雇用には、次のような特長があります。

1. 事業主は、原則3か月間の試行雇用(トライアル雇用)を行うことにより、対象となる労働者の適性や業務遂行の可能性などを実際に見極めた上で、トライアル雇用終了後に本採用するかどうかを決めることができます。
2. 事業主は、当該試行雇用期間に対応して、対象労働者1人あたり月額4万円(最大12万円)の奨励金を受け取ることができます。
※一定の要件を満たした場合に限ります。
3. 対象労働者は、実際に働くことを通じて、企業が求める適性や能力・技術を把握することができます。

○対象となる労働者(詳細は5ページ「対象労働者一覧」参照)

- ①中高年齢者(45歳以上の者)、②若年者等(45歳未満の者)、
- ③母子家庭の母等、④季節労働者、⑤中国残留邦人等永住帰国者、
- ⑥障害者、⑦日雇労働者・住居喪失不安定就労者・ホームレス

○主な支給要件(詳細は3ページ「奨励金の支給要件」参照)

- ・雇用保険の適用事業であり、試行雇用労働者(ただし、一定の者を除く。)の雇用保険の被保険者資格取得を行った事業主であること
- ・ハローワークの紹介で対象労働者を雇い入れた事業主であること
- ・一定期間、事業主都合で解雇等をしたことがない事業主であること 等

★奨励金には一定の要件等がありますので、詳しくは、最寄りのハローワークへお問い合わせ下さい。

厚生労働省・都道府県労働局
ハローワーク(公共職業安定所)

★この奨励金は、全額事業主負担である雇用保険二事業で行われています(一部、一般会計から支出されます)。